

## ○主な改定内容

- 県内開発建設技術の優先使用について土木設計業務等共通仕様書に明記
- 地盤情報の公開と共有について地質・土質調査等共通仕様書に明記
- ウィークリースタンスについて測量業務共通仕様書、地質・土質調査等共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書に明記
- テクリス登録時の監督員の確認方法をテクリスから送信されるメールに限定
- 国交省の共通仕様書を準用することとしていた土木設計業務等共通仕様書第2編～第6編を新設
- 担当技術者通知書の様式追加